

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの 罹患から再登園までの流れ

1 症状の発症！ 医療機関の受診

医療機関を受診してください。

新型コロナウイルス感染症又は季節性インフルエンザと診断された場合、**医療機関が発行する証明書等は不要**です。

※ 「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」を保護者が記入し、再登園の際園に提出していただきます。詳細は下記3をご覧ください。

2 園に受診結果を電話で報告

園に受診結果をアプリまたは電話で報告してください。

病名	季節性インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	
		症状あり	無症状
出席停止期間	発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後3日 を経過するまで。	発症した後5日を経過し、 かつ、症状が軽快した後1日 を経過するまで。	
具体的な状況	発症した日を0日として、そこから 5日間(計6日間) は登園できません。 また、 平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を3日間経過 する必要があります。	発症した日を0日として、そこから 5日間(計6日間) は登園できません。 ※症状軽快とは、 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向 にあることを指し、 症状が軽快した日を0日として1日 を経過する必要があります。	検体を採取した日から5日 を経過するまで。

3 自宅にて発熱等の症状の経過記録、登園基準になるまで自宅安静

自宅において、発症日からの午前、午後の体温を測定し、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」に記入してください。また、新型コロナウイルス感染症の場合は解熱剤の使用の有無を記入してください。

*発症日とは … 熱が出はじめた日や熱がなくても諸症状が出はじめた日です。

*呼吸器症状とは … のどの痛み、せき等の症状を指します。

4 必要期間休んだ後、園に登園予定日を電話で報告

5 「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」を持参して登園

登園可能になった後、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」を登園の際に提出してください。